ろ(ところ)によると、官戸奴婢は、三歳以上になると、毎年に衣服を給せられる。(今は行はつてゐない)倉庫令には、食糧を給する規定もあつた(といふ。)休暇は十日に一日、父母が死んだ場合は三十日、産後は十五日。姙娠の場合や三歳以下の子供がある場合には、軽い役に使ふ。口分田の班給においては、官戸奴婢は良人と同じである。衣食を給せられた上に、公民と同じく口分田があれば、その生活は公民よりも楽であらう。さうしてその仕事は官省の雑役であつて、丁寧な今の小使のやうな役目であつたと思はれる。奴隷といふ言葉の与へる印象と

は大分違ふのである。

しかしそれにしても、人を牛馬並に売買することは、新らしく形成せられた国家の人倫的理想とは全くはないであらう。その点については奴婢の制度がこの国家によつて創められたものではないといふことである。それは旧来の慣習であり、それを新らしい国家は法令のなかに取り入れはしたが、新らしく創起するならば廃止しようとしてゐるものであつた。既存の奴婢についてはその所有権を認めるとしても、新らしく奴婢が作られることは許さない、といふの

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

が政府の態度であつた。例へば天武五年紀によれば、下野の国司は、部内の百姓が凶年のために飢えて子を売らうとしてゐると奏したが、政府はこれを許さなかつた。更に持統五年の詔には、もし百姓の弟が兄のために売られた場合には、売買を取消して良民となすべきこと、もし子が父母のために売られたのであるならば、これは有効であること、もし借財のかたとして賤民にされたのであるならば、これは無効であること、などが示されてゐる。当時行はれてゐた売買の風習をさへも無効としてゐるのである。親が子を売つた場合のみは有効とされてゐるか、これも過去の売買に関するらしい。持統三年以前の契約は有効とし、四年以後のものは無効としたとも伝へられてゐる。（政事要略、八十四）

律疏（賊盗）によれば、今伝はつてゐない律には、明白に人身売買の禁止を規定してゐたらしい。その規定によると、弟妹や兄弟の子や姉妹の子などを売つて奴婢としたものは、懲役二年半、子や孫を売つたものは、懲役一年。売られるものが同意してゐた場合には、罪一等を減ずる。人を強要し、同意せざる人或は十歳以下のものを売つて奴婢としたものは、遠流

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』　請求記号 WB12-1
ガラス使用

別行

に處する。誘惑して同意させたものは、等を減ずる。初めから合意の上で賣つて奴婢としたものは、懲役三年、といふのである。さうして見れば、新らしい人身賣買は、犯罪たることなしには行はれ得なかつた。從つて今の規定する人身賣買は、持統三年以前にすでに賣買されて奴婢となつてゐたものの子に關することになる。その既往の奴婢も、賣買せずに解放すること が勸奬された。持統三年紀には、下毛野朝臣子麿が奴婢六百口を解放しようと欲し、奏して許されたことを特記してゐる。これらの事情を綜合すれば、奴婢制度

一行空

は旧慣であり、それを保持しようとしたのはむしろ一般民衆の側である。新らしい國家がこの制度を斷然廢止し得なかつたのは、旧慣の力が強かつたからであらう。しかし國家は、人身賣買の禁止によつて、この制度を正しとしない態度を明示してゐるのである。また奴婢解放を奬勵することによつて、奴婢の減少や消滅を期してゐたのである。

このやうな人身賣買の風習を保持せしめたものは、窮乏のために子を賣らなくてはならないといふやうな経済事情である。

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1

ガラス使用

窮乏のためには先づ財物や稲を借りるのであるが、当時の高利はこの借財を忽ちのうちに膨張させ、止むなく人身を以て償はざるを得なくするのである。そこで出挙の制ぬか釜接に関係してくる。

出挙とは、財物や稲を貸し出して、利息を加へて引き挙げることである。貸稲（いらしのいね）は古くから行はれてゐた風習であって、大化改新の際には一部廃止を宣言せられてゐるが、しかし一般的廃止は容易でなかったらしく、天武四年には、諸臣の貸稲（いらしのいね）を中戸以下の貧農に貸しなへよといふ詔が発せられてゐる。

さうして雑令の中には、明白に「公私の出挙」に関する規定が掲げられてゐるのであって、私的契約によるのであって、官司が管理するのではない。利息は六十日毎に支拂ひ、最高率は八分の一である。この率によると四百八十日で十割になるが、十割以上の利息は取ってはならない。支拂ふべき家資がなければ、労働を以て償ふべきである。利息を本へ繰り入れることは禁止する。稲粟の貸借も同様に私的契約であって官司は管理しないが、こ

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

の場合には一年を期限とし、十割以上の利息を取ってはならない。公納の貸付の場合には五割、利息を取ってはならない。すべてそれらの貸借は、双方の同意による私的契約であるが、もし貸方が法に違う利息を取るというやうな場合には、官が處理しなくてはならぬ。さういふ不正を糾明して申告するものがあれば、その財物も利息もともにその人に與へる。

以上の規定においては、貸借は公私ともに、私的契約であつて、国家は干渉しないが、たゞ利息の制限という一点においてのみは、相当厳格に監督するのである。

六十日間に一割二分五厘はかなりの高利であるが、当時はそれ以上の高利も行はれたらしいのでそこで最高利率の決定、（会計十割）以上の利息の禁止、官物の場合の五割の規定などにおいて、国家の意志を示したのである。支払へない場合に労働を以て償ふという規定は、奴隷になることだと解してゐる人もあるか、これはたゞ当時のその場所の労賃によつて償ふのであつて、奴隷ではない。旧慣によればかういふ場合にも償などを貰つて償つたのであらうが、今はさういふやり方は禁止されてゐるのである。だから問題は利息の制

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

には、無知な愚民が後害を顧みず、欲きに迷って食を借り、農の務めを忘れて困窮に陥る、と云ってゐる。その通りたゞ急けて借りるのか、或は外に理由がある のかは別として、とにかく稲を借りるといふ現象が面白をひき起すほどに目立ってゐたことは実であらう。日本霊異記などにも、銭稲を出挙する富者と、そこから借らざるを得ない貧者との間の出来子を、いくつか物語ってゐる。中には親の借の法さへもある。それは、学生を預ってゐて、書傳の勉強にのみ熱中して、母親を養はない、といふ知識人の

限のみである。

ところでこの雑令の規定は、尚もなく改正せられた。和銅五年には、私稲も公稲も同じく利息を五割に制限し、さらに養老四年には、公稲の利息を三割にひき下げ、天平九年に至って私稲の出挙を禁止した。つまり稲の貸借に関する限り、三割が最高となったのである。この後にもなほ幾かの変遷があるが、公稲の出挙は遂に廃止されず、平安朝に至ってー層盛んとなった。

何故にかく出挙が廃止され得なかったか。天平九年九月の私稲出挙を禁ずる記

下戸四斗より一斗までであるか、固もなく慶雲年中に、中下戸（六斗）以下は徴収しないことに改められた。がそれだけではなほ救ひ切れないために、依怠として公私稲の貸借、（貸）公稲の貸出しは、その国衙が組稲せられたのである。

を収めて貯蔵してるのを運用するので あって、貯蔵稲の量を減ずることなく、たゞその利息のみを公用に消費したのである。従ってそれは漸次地方税の意味を帯びてくる。国衙の費用、国司の俸給、池溝駅家官舎等の修理料、国分寺料、救

後であるが、或時母親がこのよから稲を借りて送せないでゐたのを、ゑが無慈悲に催促した。その時母親が、お前はわたしの借りた稲を返せといふが、わたしもお前に飲ませた乳の代を拂ってくれといひたい、といって泣いた、といふのである。このやうに貸借が盛んであったのは、田地の均分がる実上の貧富の懸隔を解消し得なかったことを示してゐる。そこで政府は一面において「義倉」の制をつくり、富を分って貧を賑はすことに努めた。賦役令によれば、義倉の粟は上戸二石より一石二斗まで、中戸一石より六斗まで、

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

8ポ57字詰

あらう。国術の財政はこれなくしては立ち行かなかったかも知れぬ。さうなれば公租の出挙は、地方財政の上からも必要とせられた筈である。国術としては貧民の相手が貧民であると富農であるとを問はなかったであらう。富農は利息の高い公租を借りて利息の高い私出挙に廻すといふやうなことをやったかも知れぬ。

米野村忠夫「出挙の利息について」（三重大学）参照。一例をあげれば、武蔵国は田三万五千五百七十四町余に対して、本租（出挙本稲総額）百十一万束余である。町獲稲五百束と見れば、

急料などは、これによって支拂はれた。その収入の高はほぼ田租に匹敵するものであったらしい。延喜式（主税）俊名数聚抄（田部）などによって考へると、右の財源稲はほぼその国の稲産額の三分乃至三割（六十七箇国平均一割三分）である。従って出挙の利息としての稲は、全産額の九重乃至九分（六十七箇国平均四分四厘）に当ってゐる。田租は四分四厘であるから、偶然にも出挙の利息の平均と合致することになる。それは全産額に比して極めて僅かな部分である。しかし田租に匹敵するが、しかし田租に匹敵するにおいて重視せられるべきもので

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

稲産額の六分二厘強になる。これを全部
貸出したとして、出挙利息は、全産額の
一分八厘強に当る。
米米吳武四年四月廿七日詔。諸国貸税、自
今以後、明察百姓、先知富貧、簡定
三等、乃中戸以下應與貸。これは公
稲の出挙を中戸以下の貧農に限らう
としたものである。
以上によって見れば、公稲の出挙は決
して不労所得の擔護とか、貧民からの搾
取とかを意味するものではない。それは
貸借における利息の制限を目ざし、高利
率の私出挙を排除するために行はれたも

のである。出挙の制が農民全体を窮境
に陥れたなどと見るのは、出挙稲の分量
から云っても、また私出挙に對する公出
挙の利率の低さからいっても、明かな誤
謬だと思はれる。
出挙の制が貧窮をもたらしたのではな
い。貧窮があったからこそ、出挙の制
が必要とされたのである。だから問題
はむしろ、生産手段が均等に分配せられ
たにかゝはらず、何故に貧窮がなしたか
といふ点にあるであらう。そこでは水害、
風害、旱害、虫害(災蝗)などが、もっと
大きく取り上げられなくてはならぬ。日

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

本はさういふ天災の歎著な国なのである。
またそのほかに疫病や怠惰なども考慮さ
れなくてはならない。これらは決して人
々に均等に起ってくるものではない。或
る田は水に荒らされても、他の田は無事
である。或る家には病人が続出しても、
他の家には一人も病むものがない。かう
いふ不均等は田地の均分によっては救ふ
ことが出来ぬ。勿論天災の際には、国家
は租税を免ずるのみならず、更に賑給を
行ふのであるが、しかし賑給は災害の不
公平を補ふほどに育力なものではない。
しかも他面には賑給によって怠惰を保護

（一行半）

すことを警戒しなくてはならぬ。かう
う情を考へれば、貧窮の存在は止むを
得なかったといはなくてはなるまい。わ
ゆくは むしろ、貧窮への對策として、
賑給、賑貸（無利息貸附）、公納出挙の（三段
を設けたところに、当時の政治家の苦心
を見ふべきではないかと思ふ。

以上の如くえれば、奴婢や出挙の制度
の存在は、国家の理想を反証するもの
とする人倫的国家の理想を反証するもの
とはいへない。正義即仁愛の実現は、当
時の政治家にとって、真面目な指導原理

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

なつたのである。こゝにわれ〱は、神話のうちに既に現はれてゐる社会的正義や慈愛の尊重が、新らしい形に展開してゐるのを見ることが出来るであらう。新らしい国家の形成はこの指導原理のもとになされたのであつて、第一期におけるやうに祭事的統一としてなされたのではない。

それでは、祭事的統一にもとづく天皇尊崇の伝統は、この時代にどうなつたであらうか。

改頁

第四章　奈良時代における「あきつかみ」の思想

大化改新の際のクーデターの後一月足らず、大化改元後最初に高麗百済の使に与へられた詔において、「あらみかみとあめのしたしらす日本のすめらみこと」（明神御宇日本天皇）といふ言葉が、初めて現はれてくる。その後また一月足らずで、東西等の国司の前に新らしい施政方針を宣明された詔は、「天つ神のうけよさせたまひしまゝに、いま始めてくにぐ〱をおさめんと

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』　請求記号 WB12-1
ガラス使用

す」といふ言葉を以て始まってゐる。さうして正月に改新の詔を発せられた大化二年には、二月に「あらみかみ」に始まる詔が発せられて居り、三月の中大兄皇太子の奏請のなかにも「あらみかみ」もしくは「あきつみかみ」（現為明神）の語が現はれてくる。大化の改新と共に「天つ神の命令」や「あらみかみ」などの言葉が急に表面に出て来た、といふ印象は、避けることが出来ない。

　しかし改新の政治は、祭事から政治への転化を完成したものである。従ってこの時には、実際に、天つ神の命令などを受けはしなかった。新羅征伐の詔にあるやうに、神の命令で事を決するなどといふことは、この時代にはもうないのである。のみならず改新の政策は、意識的に、シナ古代の政治理想にもとづいたものであって、天つ神の命令と関係するところがない。それにもかかはらずこゝに天つ神の命令が掲げられ、また神流的意識を明白に反映した「あらみかみ」の語が激用せられてゐるのは、それによって新らしい国家の形成や新らしい政策を断行する天皇の権威を強めることが出来たからであらう。神流は、天つ神の命令によつ

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

て天より降臨した天つ神の子孫が日本を
統治する、といふことを主眼としてゐる。
今はもはや神政の時代ではないか、しか
しこの神政は過去の傳統の結晶として、
廣く民衆の感情に訴へる力をおつてゐた
のである。だから祭政を政治に化し、地
方的集團を解消して全國を一つの國土、
一様の公民に作りかへるといふやうな、
全く新らしい統治の仕方も、丈のやうな
傳統的な天皇の權威によつて、比較的容
易に民衆の納得を得ることが出來たので
ある。こゝにわれ〳〵は第一期以來の傳
統の當と、第二期における新らしい思想

的努力とを、重層的に重なつて在する
ものとして理解しなくてはならぬ。「天つ
神の命令によつて」とか、「あらみかみとし
て」とかといふ如き文章が、いかにも單
に形式的な標榜として用ゐられてゐる所
迄も、そこにあるであらう。實際それは
形式的に過ぎないのであつて、實質上政
策を左右する力を持たないのであるが、
それにもかゝはらず廣く治へる力を持つ
てゐたのである。

神政の傳統を一通で云ひ現はす「あらみ
かみ」或は「あきつみかみ」の後は、天武
天皇十二年の詔にも現はれてくるが、次

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

9ぉ°49字詰

一行アキ

かこの聯関において、太にあげた即位宣命は独特の地位を持ってゐる。それは形式的に「あきつみかみ」と云ひ起すばかりでなく、天皇の「位」についての神統的伝統そのものを問題としてゐるのである。

だからこゝには神統的伝統についての簡明な、美しく結晶した表現がある。

高天の原に事始めて、遠つ（とほ）すめろぎの御世（みよ）、中今に至るまでに、すめらが御子のあれまさむ孫継ぎ継ぎに大八島国知らさむ次（つぎ）と、天つ神の御（み）よながらも、天にます神の依さし奉りしまに〳〵、聞（きこ）

で文武天皇の即位宣命には、「あきつみかみと大八島国しろしめすすめらみこと」（現御神と大八島国所知天皇）と記され、この後永い間即位等の重大な宣命において定型として用ゐられた。それと對照して、その頃に制定せられた公式令の中にも、詔書式において、重大事に関し外国の使に詔を奏へる場合には、「明神御宇日本天皇詔旨」、国内の重大事の際には、「明神大八洲天皇詔旨」と書き出すべきことを規定してゐる。大化の改新の際に急に日立つて来た云ひ現はしは、法的表現として確定されたのである。

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1

ガラス使用

し着し来る この天つ日嗣高御座の業
（文武天皇即位宣命）

「高天の原に神づまります、皇親かむろぎかむろみの命もちて、ことよさし奉りし
知らさむ食国天の下と事依さし奉りし
まに〳〵、遠すめろぎの御世を始めて、
すめらが御世御世、闇し着し来る食国
天つ日継高御座の業（孝謙天皇即位宣命）」

といふ如きがそれである。これらは神武
の簡明な云ひ現はしであるから、神武を
知ってゐなければ理解されないのである
が、恐らく当時は廣汎な範囲に亙ってこ
の知識を強想することが出来たであらう。

従ってこれらの表現は廣く民衆の感情に
訴へる力を持ってゐたと考へなくてはな
らない。

が宣命において注目すべきことは、更に
この「高御座の業」の内容に立ち入って陳
べてゐることである。われ〳〵は前に、清
明心、人間の慈愛、社会的正義などに對
する尊重が、神武のなかに著しいことを
指摘したが、今やそれが宣命のなかに反
映してくるのである。前にあげた文武天
皇宣命においては、高御座の業は、

この食国 天の下を、調へたまひ、平ら
けたまひ、天の下の公民を恵びたまひ

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

天の下を調へるとは、すべてのものをそのあるべき所に、あるべき様に、即ち正しく置くことである。また天の下を平分治るとは、すべてのものを安定させ、不平不満のないやうに公平に取扱ひ、以て和を実現することである。恵び撫でるのは仁慈である。即ち

撫でたまはむ。

といふ如きこととして説かれてゐる。仁慈也公平の実現が孩児の日ざすところである。だから時には「天つ日嗣高御座に坐して、治めたまひ慈びたまふ食国天の下の業」とも云ひかへられてゐる。（元明天皇詔元宣命 聖武天皇詔黄金宣命）また（一層の仁慈）さらに詳しくのべた場合もある。

……天つ日嗣と高御座に坐して、この食国天の下を撫でたまひ慈びたまふことは、錦立つにあらず、人の祖のおのが初児を養ひすこと如く、治めたまひ慈びたまふ業となも、神ながら念ほ

しめす。（元明天皇即位宣命）

こゝでは仁慈は、シナの聖人の言葉などを引くまでもなく、極めて自然的な人の親の愛情を例として説かれてゐる。

かういふ高御座の業を実現して行くのは数多くの臣僚である。そこで神祇に祝はれてゐる清明心が、こゝに「明き浄き心」として現はれてくる。これは即位宣命のみならず他の宣命にも通有であるが、しかし言葉は、「清き明き正しき直き心を以て」とか、或は「清き明き心、正しく直き言を以て」とか、或は「清直心、忠

明之詔」とか少しづゝ云ひならはされてゐる。

以上によって見れば、續日本紀に記録してゐる宣命が、神話のなかに目立って現はれてゐる倫理思想を反映してゐることは明かである。こゝにもやはり伝統的な層に訴へるといふ用意を見出すことが出来るであらう。

しかし宣命の意義は伝統の保持につきるのではない。大化改新以後の新らしい人倫的国家の理想は、右のやうな伝統的なものをも色づけずにはゐなかった。文武天皇即位宣命において「国法」が力説せられたのを初めとし、元明天皇の即位宣命に至っては、前掲の諸例の如く高天の原以来の神話的伝統を掲げることをやめて、その代りに、

是はかけまくも威（かしこ）き近江の大津の宮にあめがしたしろしめしし大倭根子天皇の、天地と共に長く、日月と共に遠く、改むまじき常の典（のり）と立てたまひ敷きたまへる法（のり）を、受けたまはり坐して、行ひたまふる

であるといふ、全然異なった思想を表明してゐる。この宣命の形式は、聖武天皇

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』　請求記号 WB12-1
ガラス使用

孝謙天皇の即位宣命においても繁用されたが、更に桓武天皇の即位宣命において用ゐられて以後は、永い間即位宣命の定型となった。これは外形的傳統よりも大化の改新によって立てられた「法」の方が重い、といふ意識を示してゐるといってよい。むもこの法による統治も、仁慈即公正の実現を期すのであって、内容的には変りはないのであるか、しかしそれを国家の法に随ふことして把握したのは、明かに新らしい態度といはなくてはなるまい。

この態度は宣命における匡像への呼び

かけのなかにもはっきりと現はれてゐる。それは前に云ったやうに清明心の鼓吹にほかならないのではあるか、しかしその清明心がこうでは国法の遵守と関係づけられるのである。法に随ふ統治は、「賢き匡の能き人」(浄仁、光仁、桓武即位宣命)を得ることによってのみ達せられる。だから多数の匡像は、「国の法を迫ち犯すことなく、明き浄き直き心を以て」(元明天皇即位宣命)働く事を助けなくてはならぬ。その時に、「天地と共に長く改むまじき常の典と立てたまへる食国の法そ、傾くことなく動くことなく、」扶漬くて行くであらう。

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

清明心は單に主觀的な心境ではなく、ほ
に隨ふ心、その意味で正しく直き心なの
である。藤原永手を再ふ光仁天皇の宣命
は、さういふ意味で理想的な臣の姿を描
き出してゐる。

みまし大臣の万の政總ねもちて、怠
り緩むことなく、曲ば傾くことなく、
王・臣たちを彼此別く心なく、普ね
く平らけく秦さひ、厚く慈しびて秦さ
にあらず、公民の上をも廣く
出てやすもふことと。これのみ
じしくあるべき狀、天の下の公民の息

9ポ49字
9ポイント

安まるべきことを、旦夕夜日と云はず、
思ひ議り奏さひ仕へ奉れば、効しみ、
明けみ、おだひしみ、たのもしみ思ほ
しつつおほましまします。

こゝに力説されてゐるのは、正しいこと、
公平であること、仁慈であることなどで
ある。即ち人倫的國家の理想に合致す
ることである。それが今や清淨心の意義と
して把握されてゐるのである。

宣命における新思想の影響は、右にの
み留まらない。更に一層注目すべきは、
佛教への帰依の表白である。かゝる表白

一行キ

五来の神祇的儀統を放棄されたといふわけではないのである。右の宣命と同時に、臣民に與へられた宣命においては、依然として神祇的儀統が掲げられてゐる。また大神宮を初め諸々の神たちに黄金の発見を感謝するといふ態をも取つてゐる。大佛鋳造の仕事は、天神地祇を祈り、皇祖たちをあがめ、衆人をひきゐて開始されたのである。して見れば三宝への帰依の宣言は、神祇的儀統の上に附け加はつたといふだけで、儀統の破壊ではないのところで三宝への帰依は、聖徳太子がすでにその憲法の第二條に明示してゐ

の最も極端なものは、黄金の発見に際して聖武天皇が盧舎那佛の前に白さしめられた宣命であらう。それは「三宝の奴と仕へ奉る天皇」といふ言葉に始まつてゐる。本居宣長は『續紀歴朝詔詞解』において

この條を註するに当り、「これらの御言は天つ神の御子の尊の、かけても読み給べき御言とはおぼえず、あまりにあさましくかなしくて、讃挙るもいとゆゝしく畏ければ、今は訓を闕め。心あらん人は、此はじめの八字をば、目をふたぎて過すべくなも」といふ激語を放つた。しかし聖武天皇は、この帰依の表白によつて、

ところである。さうしてその後一世紀半の間に、佛教は実際に日本人のものとなつてしまつたのである。その佛教隆盛の絶頂において、天皇が佛教への帰依を宣言せられるということは、いかにも自然なことで、「あさましくかなしく」などと他の時代の大度をあてはめるべきものではない。日本の神話的伝統や神社崇拝は全く教義を持たないものであるから、当時の人が認めて究極の真理となすものを取り入れ、それを究極の真理として尊ぶことに對しては、何の妨げともならない。一國の元首が、究極の真理に對する

尊崇の念を表白するということは、立派なことである。それが天皇の盧舎那仏に對する直接の呼びかけという形を取つたことは、時代的にも宗教的にも特殊な限定はあるが、しかしこれも荘大な形であつたといつてよいであらう。

この帰依の告白と同時に、臣民に與へられた宣命は、主として大仏鋳造の国家的意義を闡明したそのものであつて、佛教の宣伝なのではない。天皇は、種々の法の中で、佛教が最も「国家を護上において勝れてゐると聞いたから故に、この法を会てられた。從つてこ

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

のす業の目さすところは、福が息んで生活が樂になること、危難を防いで生命が平和になることである。即ち國家の目的たる仁政を實現するがためであって、佛教を擁護するがためではない。從って臣民に對する要求は、「明き淨き心」を以てこのす業を助けよといふことであって、佛に歸依せよといふことではない。

尤も右のやうな區別は、僧道鏡の出現によって瞭然にせられたやうに見える。道鏡が太政大臣禪師に任ぜられた後の大嘗會の宣命においては、天皇は臣民に向って三寶への奉仕を宣言せられてゐる。

勿論この協會にも神々への崇敬を放棄するのではないが、三寶への奉仕を最上位に置き、佛もそれが政治の業の第一の目的であるのかの如くに取扱ってゐるので、あるのこのやうな宗教と政治との混淆から、遂に法王道鏡といふ如き突飛な現象をも惹き起すに至ったのであらうが、しかしそれは當時の宮中における狂信的な雰圍氣のせいであって、國家が佛教を尊重したことの罪ではない。本居宣長は右の宣命に據して、「神國にかけてもあるべきことにあらず、みな佛書のみだり說に惑ひ於へるまがことなりき」

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

と極きしてゐるが、しかし狂信の憑依と
佛教の客觀的價値とは區別して考へなく
てはなるまい。事実この時の憑依を機と
して、佛教は自覚的に政治と手を絶ち、
また一方強く鎮護の為を標榜するに至
つた。國家の側でも、狂信の危險とは別
に、依然として佛教を尊重することを止
めなかつた。天皇が佛教の信者であり、
従つて個人的に「三宝の奴」であることは、
この後は通例のこととなつてゐる。しか
し政治は決して三宝への奉仕ではなく、
逆に三宝が國家を護ることを要求してゐ
たのである。

一行アキ

「あきつかみ」を真向から標榜してゐる
宣命が、神話的傳統の肇揚を目さしてゐ
る如く見えながら、実は衣の如く大化改
新以後の國傳の宣揚や佛教への帰依を内
容としてゐるのに對して、「万葉集中の
くつかの歌は、もつと端的に、純粋に、
天皇を神として詠嘆してゐる。これは持
情緒の生れてくる地盤が、神話的傳統を
保持する當と、密接に聯関してゐたことを
示すのかも知れない。

天皇を神として詠嘆した歌のうち、最
も古いのは、「万葉集年表（土屋文明編）によれば、

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

左の二首である。

おほきみは神にしませば赤駒のはらばふ田井を京師となしつ（巻十九、四二六〇）

おほきみは神にしませば水鳥のすだく水沢を皇都となしつ（巻二、一九九）

これらは生申年之乱平定以後数二首として他はつとめたものと記されてゐる。その通りであるならば、すでに認に「あらみかみ」の語が用ゐられた後の作である。これと同じ詠嘆は、柿本人麻呂の

おほきみは神にしませば天雲の雷の

敦れにおいては、

うへに廬せるかも（巻三、二三五）

となって現はれてゐる。これは持統天皇雷岳に御遊の時の作歌と せられてゐるが、（続紀）律令の撰定や記紀の編纂の仕事より も十年或は二十年前の作である。

さてこれらの歌においては、「おほきみは神にしませば」という句は、それほど極まり文句となってゐる。従ってそれは作者の主観的な情緒を表現したというよりも、むしろその時代の社会的意識を反映したものである。作者はそれを前提としつつ、赤駒のはらばふ田井や、水鳥のすだく水沢や、雲にうづまれた雷岳などの自然の直観をそこに結びつけることによって、あ

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1

ガラス使用

9ホ。

9ホ。

に　天照らす　日雲尊　天をば　知ろ
しめすと　葦原の　瑞穂の国を　天地
の　依り合ひの極　知ろしめす神の命
と　天雲の　八重かきわけて　神下し
いませまつりし　高照らす　日の皇子
は　飛鳥の　浄の宮に　神ながら　太
敷きまして　天皇の　しきます国と
天の原　岩戸を開き　神上り　上りい
ましぬ。

わか大君　皇子の命の　天の下　しろ
しめしせば　春花の　貴からむと　望
月の　満はしけむと　天の下　四方の
人の　大船の　思ひたのみて　天の水

9ホ。49当法

別り

このことは人麻呂の有名な挽歌についてもいへると思ふ。太の雷岳の歌の前年、日並皇子の薨ぜられたとき、人麻呂は次のやうな長歌を作つた。これは人麻呂の作のうち、年次の明かなものでは、最初の作である。

天地の　初の時し　ひさかたの　天の
原ゆ　生れ来る　神の命　天照らす
日の御子　神ながら　神さびいまして
神はかり　はかりし時

仰ぎて待つに、いかさまに思ほしめせか由縁もなき、真弓の岡に宮柱太敷きまし、御殿を高知りまして、朝ごとに聞こし給ふ言国はさず、日月の数多くなりぬるに、そこ故に皇子の宮人行方知らずも（一云ふ、いづくにか我が大君は）

この長歌を味ふためには、まづ第一に、日並皇子の薨去がいかに当時の重大事であつたかを念頭に置かなくてはならぬ。壬申の乱後、大化の改新の仕事を完成しようと努めた天武天皇が、その大業が望まれたのは、まだやつと半年の前である。皇后廣野姫は天

智天皇の皇女であつて、深沈大度、壬申の難を共にし、天武天皇の統治を補佐するところ少くなかつた。日並皇子（草壁皇子）はその腹に生れ、すでに五年前から皇太子であつて、当時二十五才位であつたと思はれるが、天武天皇崩後の不安の時期には、一時廣野姫皇后が自ら朝に臨んで制を称せられた。それより二年余、天武天皇を殯宮に斂めて喪に服し、皇太子はしばし（公卿百寮の人を率ゐて殯宮に侍仕儀）につとめた。かくして高天原廣野姫称制二年十一月、天武天皇を大内の陵に葬つたのであるが、その喪の済けた

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

聖三年の四月には、皇太子日並の皇子が、
即位する代りに、薨ぜられたのである。
これは実に殯期を逆倒した大きい不幸で
あった。止むなく翌四年の月に、高天原
廣野姫（持統天皇）が即位せられたが、
その後の五六年の間は、云はば日並の皇
子の長皇子珂瀰（かる）の皇子（みこ）（文武天皇）の成人
を待ち望む月日であった。

この事情を叙みれば、前記の長歌にお
いて人麻呂が、先づ天武天皇の崩御を荘
重に歎ひ、ついで日並の皇子の即位かい
かに民衆の待望するところであったかを
哀切に歌ったことは、実際に人麻呂の感

動の表白であって、「空虚な紫飾の」では
あるまい。赤尾の宮人の悲嘆だけが現実
的な感情の動きだなどといふのは、（という
も偏見のやうに思はれる。赤尾（はたお）だ、
宮人は遠方に暮れてゐる」、といふのみで、
前と同じ（たまでは）変う（たまでは）ない。人麻呂は主観
的な悲しみを現はさうとしてゐるのでは
なく、一つの大きい時代の国運の動きを
詠嘆してゐるのである。

ところで人麻呂は、この詠嘆を、孫疾
的傍観にひっかけた（大化）の改新の完成
者天武天皇の崩御を歎ふに当って、彼は、
天の伊原の神々の集会より教へ起し、天

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

し高照らす日の みこは、飛鳥の浄の宮に、
神ながら太しきまして」と端的に歌ひつ
ひ方としてゐみであると共に、天皇ら
ける ことか出来たのである。これらは歌
神の権威を日の みこ天武天皇に直結する
ふに於て、神政的、いい、いい、
ものと云はなくてはならない。これが記
紀の編纂に先だつこと二十余年の作であ
り、また神政的儀礼を述べた文武天皇即
位宣命よりも七八年先立つてゐることを
思ふと、かういふ神政的儀礼の宣揚が、
むしろ歌人たちの刺戟によつて起つたの
ではないかと想像されるほどである。

収うすひめの尊が天上の支配者として、
「葦原の瑞穂の国を、天地の依り合ひの極
み、知ろしめす神の命」を天より地上に
降臨せしめたことに歌ひ遊ぶと共に、こ
の儀礼を述ぐ代々の天皇を「高照らす日
の皇子」と呼んで、それが直ちにそのまゝ
天武天皇を指し示すやうに云ひ廻はして
ある。「天雲の八重かきわきて神下」され
た日のみこは、直接には天孫ニニギの命
であるが、しかし「高照らす日の皇子」と
いふ資格においては天つ日嗣はすべて同
じであり、従つてこゝに天孫降臨以来の
儀礼を含ませつゝ、「神下しいませまつり

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

なほ人麻呂が神祇的傳統について
に深い理解を持つてゐたかは、日並の皇
子の取扱ひ方にも現はれてゐる。天武天
皇を恰かも天より降臨した日のみこのや
うに云ひ現はしてゐる人麻呂は、即位前
であつた皇子に對しては、あらゆる敬慕
の詞を傾けて哀悼するにもかゝはらず、
あらみかみとして葬る言葉を一語も用ゐ
てゐない。即位の後には、「高照らす日の
みこ」として「神ながら」と云はれるが、即位
なくば日のみこでも神ながらでもないの
である。この區別は「あらみかみ」の理解を
裏から示すものとさへ云つてよいであらう。

9ポ

9ポ

以上の如く見れば、神祇や傳說を倫
せしめた精神、即ち「あらみかみ」の恐や神
說的傳統を法的表現たらしめた精神は、
敎人麻呂の中にも動いてゐたといふに
留まらず、或は人麻呂などが鼓吹した
のであるかも知れぬのである。人麻呂が
歌つたのは天武天皇のみではない。近江
の荒都を過ぎて歌つたとせられてゐる長
歌（卷一）では、同じやうな仕方で天智天皇
をも歌つてゐる。しかしこゝでは神祇を
使はずに傳說を使つてゐるのである。

玉だすき　畝火の山の　橿原の　日知り
の御代ゆ　生れまし　神のことごと

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1

ガラス使用

意味するにせよ、或は ムスビのヒと共に
霊妙な宇宙的生命を意味するにせよ、と
にかくこの語が尊厳すべきものを指して
ゐることに変りはないであらう。

これらの云ひ現はしは、「やすみしし
わがおほきみ 神ながら 神さびせすと
といふ如き云ひ現はしとともに、廣く人
口に膾炙して常套の句の如くに感ぜられ
るに至つたが、しかし初めてそれを歌の
言葉に結晶せしめた歌人にあつては、決
して常套の句ではなかつたのであつた。勿
論これらの歌は、皇位の尊さを讃美する
説によつて歌ふのであつて、自然の美を

檜の木の いやつぎつぎに 天の下
知らしめししを
といふ歌ひ初めは、天の香具山の集会から
歌ひ起した前の歌とは、大分感じが違ふ。
ついで近江遷都を歌つたあとで、

さゝなみの 大津の宮に 天の下 知
らしめしけむ 天皇(すめろき)の 神の尊の 大
宮は、

と、荒れた宮跡を詠嘆してゐる。歌ふの
は荒廃のあとであるが、しかし天皇を神
と呼ぶ点においては変りはないのである。
ヒジリの法義については種々の解釈が提
出せられてゐるが、ヒの法が単純に日を

致ふ場合のやうに直觀の豊かさを持たないかも知れぬ。しかし齋藤茂吉氏は、これらの歌の調べの雄大莊重であることを力説し、「その大きな波動をなして音調の進んでゆくさまは心ゆくばかり」であつて、「多力者が氣を拔かずに一氣にやつてのけたと謂ふやうな」達人の境地だと云つてゐる。われ〳〵もさういふ大きいうねりを感ずることは出來るのである。かういふ歌が神話的傳統の尊重を煽つたとしても、不思議はないであらう。

改頁

第五章　奈良朝平安朝における仁政の理想

聖徳太子の憲法において思想的に表現され、大化以後の法令制度において政治的に表現された人倫的國家の理想は、次の時代にどうなつたであらうか。それを最もよく示してゐるのは、班田收授の法の行く方である。

土地國有主義に基く政治は、明治以來の史学者には輕視せられた。普通の見方によると、土地國有の如き革新は唐の文

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

物に賦課した。五朝の少数者が行った「不健全な急進」であって、国民一般の文化に添ったものではなかった。だから法令は完備してゐても、実情はそれと隔(遠)いものであった。班田収授の如きも、その励行は甚だ困難であって、「久しからずして廃れた」のである、といはれてゐる。実際の政治が法令通りに行はれなかったことは認めなくてはなるまい。しかし、班田制ぶが「久しからずして廃れた」といふことは果して真実であらうか。

われ〳〵はその実を吟味して答へる。延暦二十年

(801)には、六年毎に班田収授を行ふのは労加煩雑過ぎる、十二年毎に田地の配分(bunpu)を行ふといふ制令を、畿内に施いた。(類聚三代格、十五。太政官符、承和元年二月三日)さうなると、五才の時に班田の時期に当ったものは、十七才までは分田を受けることが出来ない。これは班田法の弛緩だといふほかはない。しかしこれは、班田法制定(670)から百五十五年後のことである。一世紀半行はれて来たものを、「久しからずして廃れた」といふのは、なお少くも班田法が廃ったのではでではなからう。

かもこの時に

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1

ガラス使用

ない。領内は十二年一班にしても、地方は六年一班を續けてゐたのである。更に半世紀後の仁寿三年(857)の太政官符(上回)によれば、美濃国は六年一班の嚴密な勵行を要求してゐる。その主張はかうである。指令(官符)に從つて田を調査し、その結果を政府に報告して、更に班田の指令(勅符)の來るのを待つてゐると、その間に年數が經つて農村の形勢が變化する。新附の民には分田を給することが出來ない。漸く指令が屆いて田を班つ文案に取掛つた時には、すでに十二年を經てゐることさへもある。これでは實に困る。

地方官の希望としては、期限が到來した時、國内の田數を調査し、その年の現在人口を應計して、直ちに校班を行ひ、同時にそれを政府に報告することにしたい。この希望はいかにも尤もなので、許されて全國にこの制を施くことにした。これによつて見れば、班田收授が法條に行はれなかつたのは、地方官に勤勞を厭ふ能力がなかつたからではなくして、中央政府の指令が遲滯してゐたからである。地方官は一年の内にでもそれを行ひ得た。だから法令通りに班田の勵行を欲してゐた。それが班田法制定後二世紀のことで、

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

の美儂国の運動によって班田して以来、
すでに十九年を経て、死者の口分田が富
豪の手に落ちて困る、早く口分田を班ち、
民を安堵させたい、といふのである。十
九年ですでにこう改め切れないといふ風に
見える。それより長いのは筑後の国で、
そこから元慶四年(880)に申出たところ(
同上、元慶四年三月十六日)によると、この国は班田せざる
ことすでに三十余年、輸貢の民は口分田
なく、免課の門徒らに田畴あり、故に仁
寿三年の格に従ひ、豊後国の例にならっ
て、命令を待たずに班給した、といふの
である。同様の報告は、翌年、肥前の国

ある。

この頃には畿内よりもむしろ地方の方が班田法について熱心であったと思はれる。三代実録(元慶二年三月十五日)によれば、畿内では天長五年より元慶二年まで(828-878)五十余年間、班田収授を行はなかったのその後三年、元慶五年(881)に、久しぶりで班田が行はれた。(類聚三代格、十五、太政官符、三月十三日)さういふ大勢であるから地方でも決して迅速といふわけではないが、しかし畿内のやうなことはないのである。筑前の国から真観十五年(873)に申出たところ(三代実録、貞観十五年十二月十七日)では仁寿三年(853)に前記

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

からも出てゐる。（同上、元慶五年三月十四日）それによると、校田の報告、班給の指令といふ如き手続きをふめば、（その時には）国府の官吏はすでに更迭し、班給を行はうとしない。かうして延引、四十年に及んでゐる。故に前例と同じく指令を待たねばならず、したがって百姓には分田を班給しない、といふ。これらによって見れば、班田法の施行によって公民の生活が、ふ大化改新の精神が崩れて行くのを、やきもきしてつなぎとめようと努力してゐた地方官が、少なからざるものである。それはまた地方民衆が、口分田の班給を

妻び迎へてゐるといふ証拠にもなるであらう。

このやうな形勢に鑑みて、延喜二年（902）に、全国十二年一班とする班田励行の令が発せられた。（歴聚三代格、十五、太政官符、延喜二年三月十三日）これまでの惰性で、緩怠して空しく班年を過ぐる者は、法によって科處す、といはれてゐる。これは班田法の制定後二百五十六年のことである。二世紀半の後になほこのやうな努力が見られるのに、それでも「不健全な急進」であって「久しからずして廃れた」と云へるであらうか。

班田収授の法は本来生産手段の均分を

目ざしたものである。それによって民衆は生活の保証を与へられ、貧富の懸隔や租税の不公平も防げる筈であった。それは意図の通り実現されなかったとしても、その意図は民衆に理解せられて居り、従って地方官の勤むべき努力をひき起した。当時の政治の大勢が、地下からもり上ってくる別の傾向によって引きづられ妨げられたとしても、大化以来の人倫的な政治の理想は、少くとも意識の表面においては、依然として生き続けてゐたのである。

（一行つき）

しかし、すでに言及したやうに、生産

手段の均分のみが、民衆の生活を安定させ、彼らの間に平等をもたらすものではなかった。生活の安定を最も強く脅かし、従って最もあらはに不公平をもたらしたものは、班田法の実行が厳密でなかったといふことよりも、むしろ天災地変なのである。しかもその天災地変は、今日われ〳〵の考へてゐるやうな自然系なのではなかった。それは何らか人間の責任にかかるもの、人間に對する天意の現はれであった。従って民衆の生活を安定させようとする政治は、まづ第一に天災地変への防衛でなくてはならず、しかも第

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1

ガラス使用

二にこの防衛を道徳的宗教的な仕方でやらなくてはならなかつた。そこで政治家は、神佛への信仰を、賑給大赦などの仁政とに頼つた。これは天災地変に對抗する適切な防衛手段とはいへない。従つてその防衛が失敗し、田地均分の如き政策の効果を著しく減殺されて行つたのも、むしろ当然のことである。しかしわれわれの問題は、これらの防衛手段の効果ではなくして、その意図である。われわれは國家鎮護の祈願や、賑給大赦の仁政のうちに、班田収授の場合よりも一層直接的な、人倫的國家の理想の現はれを見出し得る

と思ふ。

この問題を取上げるに当つて特に注意すべきは、天皇が國民全体の責任を一身に引き受けるといふ思想である。これは神話的傳統から来たものではなく、シナの天子の考をうけついだものであらう。天災地変は人間に對する天意の現はれであるが、その天意を正面から受取るものは天皇である。だから天皇は、天候が不穏であれば、すぐにおのれの統治の仕方を省みなくてはならぬ。さういふ氣持を卒直に示してゐるものとして、養老五年の詔をあげることが出来る。世の諺に、

申年には、何故かあるといふ。その通り去年の申年には、「咎徴」がしばく現はれた。洪水と旱魃とがこもごも起って、人民は流亡する、稲はみのらない。まことに大騒ぎで、皆が苦労した。その災厄の影響は今年にも及んでゐるのであるが、今より見た天候の工合がたゞでない。わが心は日夜懼れおののいてゐる。旧典のいふところによれば、王者の政令が不都合であると、場合には、天地がそれを譴責して、咎徴を示すとのことである。故に政令に不都合な点があれば、汝らは忌憚なく申出なくてはいけない。高位にある臣たちの責

任も重大であるから、申し出情をつくすのはこの時である。あえて悉く陳べてもらひたい。

このやうに天候の不穏がすでに「咎徴」として受取られる場合には、天皇はそれの責を自らに負ひ、おのれの「薄徳」「不徳」を告白して、慎しんで祭祀と政とにつとめることになる。天平四年七月の詔によると、春以来旱魃で、夏まで雨が降らず、あらゆる川の水は減じて、五穀は凋みかゝつてゐる。これはわれの不徳の致すところである。百姓は何の罪もないのに萎れか

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

へってゐる。宜しく京及び諸国をして、
天神地祇名山大川に幣帛をさゝげしめよ。
また宸襟を悩しく調査せよ。老人や鰥寡
孤獨で自存することの出来ないものには、
賑恤をかへよ。天下に赦を行へ、（とゐ）また天
平六年七月の詔では、この頃天が変りに
異象をあらはし、地がしば（震動する。
（まことに）われの訓導が不明なるために、民
が多く罪に陥ってゐる。責は一人にある、
民衆に関するのではない。よろしく天下
に大赦すべきである。と云ってゐる。こ
のやうな「責一人にあり」といふ考は、天皇
が国民全体の責を背負ふのであるから、

明かに天皇を国民の全体性の表現者と認
めたゝめにほかならない。それは国土全
体が天皇の有であるといふ考と裏合せに
なってゐる。「国家」の語を「みかど」と読ませ
せると共にまた「あめのした」と読ませる（1字）
意味は、さういふところにつながるので
ある。

国家鎮護のために神祇を祭り仏を供養
するのは、一つには右の如き「責一人にあ
り」といふ思想の表現であったとも考へ
られる。当時といへども、神仏の信仰は
仰々の人々の心情の問題であったであら
う。だからこそ家毎に仏舎を作らしむと

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1

ガラス使用

いふ如きことも行はれたのであらう。が
それにもかゝはらず、この時代の宗教が
特に国家的であつたといはれるのは、「咎
徴」としての天災地異に對する上一人の
祈願、いひかへれば天災地異に對する国
家の態度を現はしてゐるからである。
　この事情を最も明かに示してゐるのは
天平年間の事例である。天平四年(732)
には激しい旱魃が起つたので、京及び諸
国をして天神地祇を祭らしめたが、その
効果はなく、八月に至つて大風雨が襲来
し、多くの家を倒した。稲は稔らなかつ
た。翌年春には諸ふに飢饉が起つた。更
にその翌年、天平六年には、大地震があ
つて多くの死者を出した。この連年の災
害の故に、同七年には、「災害を消除し、
国家を安寧にせんがために」、四大寺にお
いて大般若経を轉讀せしめた。その頃九
州に疫病が流行したので、同地方の神祇
を祀り、そこでも般若経を轉讀せしめた。
越えて九年になると、疫病と旱魃とが共
に起り、田の稲は枯れさうになつた。そ
こでまた盛んに神祇を祀らせた。翌十年
には、「国家を隆平ならしめるために」、全
国に最勝王経を轉讀せしめた。伊勢大神
宮にも神宝を捧げた。次で十一年七月、

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

稲の苗が盛んに育ってゐる頃に、「風雨調和し、年穀成熟せんことを欲して」全国の諸寺に五穀成熟経を転読せしめた。翌十二年には、諸国に造像写経を命じた。かうして連年高まった運動が、遂に天平十三年（七四一）に至って、国分寺造営の詔となったのである。この時の詔には明白に天災への対抗の意識が現はれてゐる。

曰く、この頃は年穀が豊かでなく、疫病が頻りに起ってくる。慙懼（はぢ、おそれ）に心を苦しめつゝ、たゞおのれの責任を痛感するのみである。だからどうかして民衆のために幸福を得たいと努力してゐる。数年前には天下の神宮に幣を捧げた。去年は諸国に命じて釈迦牟尼仏の尊金像高さ一丈六尺のものを一つづゝ造らせ、また大般若経を一部づゝ写させた。今年は春から秋まで風雨の工合がよく、五穀豊穣である。どうも験が容れられたやうに思はれる。経のなかには明かに災障消殄の功徳が説かれてゐるのであるから、この仏の力に頼るためにこゝに国分寺の創設を宣する、といふのである。これで見ると仏寺の造営は決して道楽ではない。国家に安泰をもたらさうとする熱意が、こゝにははっきりと現はれてゐるのである。

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』　請求記号 WB12-1
ガラス使用

滅免、及び大赦が行はれたが、天平の旱魃飢饉に際しては、それらを一層強化し、賑貸のみならず賑給を、また死んだ連年の大赦を行った。大赦は(通例重罪以外の犯罪者を釈放するのであって、民法の範囲には触れないのであるが、天平十二年(七四〇)の大赦においては、「天平十一年以前(二分私負(トトコロノ稲は、悉皆宥免」と宣言するに至ってゐる。即ち「徳政」が負債解消の意味を含むといふことは、この時にすでに妖まってゐるのである。尤もこのやうな負稲免除は、この時が最初ではない。天平九年にも行はれた。し

(一行アキ)

が天災地変への対抗は、たゞ仏佛に至誠をつくすのみでは足りない。天皇は此大禍の責を自らに負ふのであるから、災禍に苦しむものを救はなくてはならぬ。その方法としてまづ大赦が行はれるのは、「責一人(ニアリ)」、兆庶ニ関(スルニアラズ)」といふ思想を現はしてゐるのである。尤もこの「責」は天皇が「上玄」に対して負ふのであって、民衆に対してではないか、しかし上玄に答へる道は、民衆に対する仁恕のほかにはない。前述の養老年間の洪水旱魃の際には、無利息の賑貸、課役

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

かしその時には、公租は八年以前を限り、私租は七年以前を限るとせられた。即ちすでに久しく怠ついてゐる負債だけが免除されたのである。しかるに今や、當年の負債以外の負債は全部解消された。これはかなり思ひ切った處置といはなくてはならない。況んや後代において、負債解消の徳政令が「一國平均の仕法」と呼ばれてゐるが、その「平均」といふ意味は、云のやうな徳政の傳統の係にあっても、変りはないであらうの否、むしろ、この時代の方が一層はっきりとそれを意識してゐたであらう。何故ならこの時代は、

（一行アキ）

以上の如く、天災地変への對抗手段は、班田収授の法にも劣らず周到な生活の安定と公正とを目ざしてゐる。が、このやうに、神佛への祈禱を民衆の福祉のために行ったからと云って、宗教をただ物質的福祉のための手段と見てゐたといふのではない。当時にあっては、天災地変が人間の責に帰するものとして道徳的に理解せられてゐたやうに、衣食住の福祉もま

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』　請求記号 WB12-1
ガラス使用

大佛鋳造の沿革は、次のやうなことを言してゐる。われは落徳にかゝはらず位をついだが、しかし民衆の生活を安寧にすることを心がけ、つとめて人と物とを慈しんで来た。だから仁恕は国中に及んでゐる。しかし法恩は未だ全国に行き亙らないのわが望むところは、三宝の力によって国土全体が栄えることである。ここに天平十五年十月十五日、菩薩の大願を発して、盧舎那仏金銅の像一軀の造営を企てる。国中の銅を悉く鋳込んで巨像をつくり、山を削って堂を建て、廣く法界に君臨するまでわが導師にするつもりである。民衆も

なお天の恵み、或は神仏の恩寵として、理解せられてゐた。これは恐らく精神的に古い時代にあっては世界共通のことであらう。従ってこのやうな福祉と精神的解脱のやうな浄福との間の、貨財的な相違は、意識されてゐなかった。神仏の加護を祈ることは、衣食住の福祉のためであると同時に、また精神的福祉のためでもあった。このことは、前述の国分寺造営の仕事の最後の仕上げとして、国家的な大事業として大仏鋳造を企てたとき、それによって国民全体の菩提を目さしてゐるのによっても明かであらう。

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』　請求記号 WB12-1
ガラス使用

造像を助けようと願ふ者があったならば、
自由にそれをゆるすがよい。国郡等の司
はこの大業の故に百姓を驚かせ物を取っ
てはならぬ。遠近に布告してわが意を周
知せしめよ。

これは大仏鋳造の仕事を菩提のための
共同的な努力と解し、民衆の内的参与を
求める言葉である。ここにわれ（は高
な国家理想の鳴り響くのを聞きとること
が出来る。大仏が玩実において民衆を解
脱せしめ得るかは否かはこうでは問題でな
い。それを可能と信ずる態度がこうでの
前提である。とにかくその時代の衆智が

同様に剏益（りやく）を蒙って、共に菩提を成ずる
ことが出来るであろう。天下の富、天下
の権力を擁してゐるのはわれであるから、
この富と権力とを以てこの尊像を作るの
はやさしいことであるが、しかしこれを
作る心を徹底させるのは容易なことでな
い。徒らに人々に苦労をかけ、そのため
人々が仏の尊さを感ぜず、そしりの心を起
して罪に堕ちるかも知れぬ。だからこ
の仕すによって菩提に領かうとする者
は、日々盧舎那仏を三拝し、各自おのれ
自身が盧舎那仏を作るのだと考へて（世界じゅうの人が）
い。従ってもし一枝草一把土を以てでも

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』　請求記号 WB12-1
ガラス使用

目すべきであらう。この点は桓武天皇即位宣命において定型として固定した。といふのは、平安朝初期の即位宣命は、ことごとくこの形式に従ってゐるのである。*

先づ最初には、天智天皇の定められた「法」に随って「天つ日嗣高御座の業」を奉仕すべきである、といふ天皇への大命が掲げられる。次で、この業は臣たちの扶翼を待つものであるから、衆人は「正直の心」を以て奉仕しなくてはならぬ、といふ臣下への命令が添えられてゐる。これは仁明、文徳、清和、陽成の諸天皇の即位宣命において、全く同一であ

一行アキ

奈良朝における、このやうな仁政の理想、即ち仁愛と正義とを国家において実現しようとする思想が、続日本紀の歴朝の宣命のうちに断篇に云ひ現はされてゐること、すでに前章において言及した通りであるが、最初神話的修飾の宣揚を特徴として、後に大化改新以後の「国法」を挙揚するに至った点は、特に注

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1　　ガラス使用

の相違といふのは、至来の宣命において、
旧仮の業を法に随って行へと天皇より天
皇へ命ずるといふ簡所に、「天つ日嗣高御
座の業は、かけまくも畏き近仕大津宮に
御宇せし天皇の初めたまひ定めたまへる
法なり」といふ規定が現はれ、それにつ
いで「朕薄徳を以て忝く百辟卿士の楽推
の請に當りて」といふ前例のない一句が
挿入されてゐることである。統治の業を
天智天皇の法に随って行へと前の天皇が
ら命令せられるのと、統治の業は天智天
皇の法であると自ら規定するのとでは、
全く意味が違ふ。前者は法にもられた精

8#57 生字
6字行間

※桓武天皇の即位宣命と平安朝初期のそれとにおいて異なってゐるところは、前者にあっては、即位を命ずる前の天皇の上にも現神の語が冠してあるが、後者においてはそれを省き、たゞ即位を宣言する天皇のみが現神とされてゐる点と、臣下の心掛けを前者が「忠明之誠」と記してゐるのに對し、後者が一様に「正直之心」としてゐる点とである。また前の天皇はてはや現神でないとの反省と共に、前の天皇の上にかしこみ(かしこ)せてある「あめがしたしろしめしし」といふ語が、すべて過去形になってゐる。

る。当時現行の律令は養老令であって、近仕令ではないのであるが、こゝに常に天智天皇の名が掲げられるのは、律令と大化改新との本質的な関係を認め、律令国家の創始者は天智天皇であると考へるが故であらう。

ところで、陽成天皇についで光孝天皇が即位せられた時の宣命は、大体において同じ内容でありながら、たゞ一個所、著しい相違を示してゐる。しかもこの宣命は、六国史所載の最後の即位宣命なのである。従ってわれ〳〵はこゝに相当重大な変化が示唆されてゐるのを感ずる。そ

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

するための、単に文章上の都合であったかも知れない。しかしその新らしい句がまた問題になる。これまで「親王諸王諸臣百官人等」と書かれてゐたのを、こゝで「百辟卿士」と改めたのは、シナ崇拝の現はれに過ぎないであらうが、皇位の継承を天皇より天皇への命とする代りに、百辟卿士の樂推の講によるとしたことは、少くとも宣命の修辞においては曽てないことである。しかもそのあとには、大命の場合と同じ恐懼の言葉が續けられてゐる。即ち左来の形式は、「法のまに仕へ奉れと仰せたまひ授けたまふ大命を受けた

神、即ち大化改新以来の国家理想の実現の努力を要求するのであるが、後者は政治の業が法に定められてゐるといふのか、或は法自身が施行されてゐるといふのか、それにしても実現の努力を無関係である。前者にあっては班田制は勵行されねばならぬが、後者にあってはかゝる要求はない。荘園経営に力を入れてゐる藤原氏にとっては、これはかなり重要であらうのさう考へるとこの宣命は、天智天皇の法を高く掲げながらも、それを死法たらしめようとしてゐるかに見える。尤も文章の上の次の新らしい句を挿入

まはり、恐み受けたまはり懼り、進むも
知らに退くも知らに恐みます」であったが、
今やそれが「天ぶく百辟卿士の樂推の誨に
當りて、恐み懼り、進むも知らに退くも
知らに恐みます」となってゐるのである。
これは天命が百辟卿士の樂推の誨を通じ
て現はれるといふ考を示してゐるのであ
らう。有德者が天命をうけて天子となる
といふシナ思想はすでに古くから日本に
輸入せられて居り、臣連たちの熱心な卽
位願請の說は書紀の記事に錄されか現はれ
てゐるのであるが、しかし卽位宣命に現
はれたことはなかった。それが今や、藤

原の基經の光孝天皇第立に當って、初め
て現はれて来たのである。しかもその卽
位宣命が、公式に記錄された最後のもの
として殘ってゐるのである。ここに藤原
氏の勢力擴大による一つの變化を看取す
るのは、さほど行き過ぎではないであら
う。

もしこの見方が正しいとすれば、われ
われは卽位宣命の保存せられてゐた時代と、藤原氏專權時代とを、明白に
區別しなくてはならない。それは京師の
所在を目安とする奈良時代と平安時代と
の區別よりも意味があるであらう。前の

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

区別においては、左の如き宣命を記録してゐる。三代実録の編纂せられた時代、即ち宇多醍醐両朝がちやうど堺目になる。即位宣命が記録せられてゐるのは、宇多天皇よりも一代前の光孝天皇までである。

『三代実録』を最後として国史の勅撰が絶えたからであつて、むしろ次の時代の責任だ（いはねばならぬ。）のみならず醍醐天皇の治世は、延喜格式の勅撰せられた時代である。格式の勅撰は、養老の律令を記録したのは、宇多醍醐両朝である。

この両朝の即位宣命が倣はらないのは、

今以後、それぐの時代に定められた特殊規定の集録であつて、すでに弘仁格式、貞観格式などの撰録が行はれたか、その後の特殊規定の集録を延喜時代にやつたのである。従つてこれは、大化改新に始まる国家政治の精神が、なほ生き続けてゐる証拠だともいへよう。さういふ格式の勅撰も、延喜格式を最後としてこの後は行はれなくなつた。それらを併せて考へれば、大化改新より延喜時代までを一つの時代として、それに次ぐ藤原氏摂政時代から区別することは、十分筋の通つた説であると思ふ。

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

寛平延喜の時代は、九世紀末より十世紀初めへかけての三十余年間(888-922)であるが、この時代には、国家の政治によって正義即仁愛を実現するという理想が、再び意識的に強調せられたのであった。摂政関白を置かず、菅原の道真を登庸し、また既述の如く班田励行令を発布するといふ如きことは、すべてこれを示すもの外ならぬ。勿論この時には、藤原氏を先鋒とする公卿たちの荘園経営は、すでに相当に発展してゐた。さうしてそれは有の如き政治的理想の実現を実質的に阻害するものであった。しかし公卿たちはまだそれを表面に現はしてはゐなかったのである。延喜格式は藤原の時平や忠平などを初め、有の如き公卿たちによって撰録せられた。彼らはこゝに「経国大規」を立て、「範を未来に垂れ」といってゐる。即ち彼らは人倫的国家の重臣として、天智天皇の法による政治を実現すべく努力する、といふ熱意を取ってゐるのである。従って彼らの撰録した格式においては、公卿たちの私営田は禁止せられて居り、班田収授は当然行はれる筈のものであり、土地は国家の公地、人民は国家の公民であった。日本の国内

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1

ガラス使用

に治外法権の土地があるなどとは、枩式のよからは何人も見出すことが出来ぬ。しかもその枩式を援錬した人たちは、治外法権の土地の中へまですでに深く根をおろした人たちであったのである。こうにわれ〳〵は、仁政の理想がまさに現実から遊離し去らうとする際という瞬間を見出すのである。

丁ふこの時代に、枩式の踊纂に参与しつゝあった三英清行が、印意見封ず十二條白を上った。これは当時の政治の弊害を露骨に指摘したものといはれてゐるが、しかしわれ〳〵はこの意見書においても亦と

同様の態ふを見出すと思ふ。清行は弊害の根源を隠蔽しつゝ、そこから生じ出る技葉の問題のみを取り上げてゐる。従つて議論の辻褄が合はない。意見書の前文がすでにさうである。彼は古代の日本に仁政が極めてよく実現せられてゐたことを説き、それの崩れた原因を仏寺宮殿などの土木の費に帰してゐる。さうして、かゝる浪費のために天下が疲弊した例として、曾てのおのれの任地、備中国通麻郷を挙げた。凡土記によればこの郷は、皇極天皇の時、勝兵二万人を出したのであるが、天平神護年中には備の兵備が戸

口を計った時これは、課丁僅かに千九百余に過ぎなかった。更に貞観の初めの調査では、課丁七十余人に激減し、清行赴任の当時には、実に課丁九人を残存するのみ、延喜十一年に至って遂に一人も無くなってしまった。「纔に二百五十年、衰弊の速かなる、また既にかくの如し。一郷を以てこれを推すに、天下の虚耗、掌を指して知るべし」。この清行の主張のやうに右の一例を以て天下の虚耗を推測するとすれば、延喜時代には日本は一人の課丁をも持たなかったことになるが、しかしこれを誇張の言として見るにしても、

この時代に国家に属する公民が減少し、国家の税収入が著しく減じて来たことは、事実であったらうと思はれる。清行が国家のためにこの事を憂へたのは、真情であったに相違ない。しかし重大な点は、この現象が一般に日本の人口の激減や、日本の富の虚耗となったことを示してゐるのでない、といふことである。清行自身も、口分田に関する意見において、逃虚戸籍の多いことを指摘し、「牧宰空しく無用の田籍を懐き、豪富いよいよ併兼の地利を収む」と嘆じてゐる。虚耗となったのは国司の管轄する範囲だけのことで

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

あって、同じ土地には国司の取締り得ない真の富豪がなをしてゐたのである。従つて古の如き天下の虚籍を論ずるものは、當然その原因としての公卿の私営地を（庄園）しなくてはならぬ。しかも清行は一言もそれに觸れず、たゞ「懶慢ヲ衆庶ニ勧メ、恵愛ヲ四方ニ施ス」ところの、天子の仁政にのみ訴へるのである。恐らく清行にはこの弊害の根柢を突く勇気がなかつたのであらう。

この清行の態度を眼中に置いて十二條の意見を読むと、そこに指摘された弊害の多くが官吏の無気力に起因することが解る。それを弾劾する清行にさへなかつた勇気が、弾劾される官吏にある筈もないであらう。班田制の下にありながら戸籍が「身なきもの」に充たされてゐると か、祝部や僧徒が濫悪を働くとか、といふ如きことは、当時の地方行政や警察がいかに無力であつたかを示してゐる。さうしてその無力を惹き起したのは、実は中央政府の権力を握つてゐる公卿たちにほかならぬのである。地方官はこれらの有力者たちの意を迎へるために、国法の厳峻な施行を怠つたのであつた。といふのは、公卿たちは、朝廷の公の仕事とし

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1

ガラス使用

ては優雅な年中行事にばかり骨を折ってゐたやうに見えるが、その裏面では私の仕事として極めて熱心に荘園経営に従事してゐたのであって、おのれの一家の政所政治は中央政府の仕事よりも現実的であり、地方に亘るその組織は地方官の組織よりも活溌に動いてゐたのである。さういふ勢力に阿附する地方官は、公有地が私領に流れ入って行くのを、見て見ぬふりをしてゐたのであった。それは国衙における帳簿の問題である。国司が「無用の田籍」を抱く覚悟をしてしまへば、実際の地利は荘園に併兼されてしまふ。だから清行の所謂天下の虚耗が益々甚だしくなるにつれて、公卿たち、特に藤原氏の栄華は益々高まって行った。これは天智天皇の法に随ふ政治を実質上否定して行くことであった。

しかしこの否定を実行してゐる人たちが、前述の如く、「経国の大規」を立て、天智天皇の法に随ふ政治を高く掲げてゐるのである。従って彼らが現実において行ってゐる政所政治は、あくまでも私事として隠してあった。これが藤原氏専横の最も大切な急所であったと思はれる。彼らの実力は法の外にある荘園から出て

300
国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

あらう。

仁政の思想が、形式化しつゝも保持せられたということは、意義の少いことではない。或る論者はこの思想を單なる文字の遊戯と呼び、殊んど意義を認めないやうであるが、しかし遊戯であったとしても、或は虚偽の着板であったとしても、それを掲げることに何らかの效果があったからこそ、人々はそれを掲げたのであらう。少くともそれは、藤原氏初め公卿たちが、その現実に行ってるところを是認する如きイデオロギーを作り出すのを、防ぐことが出来た。彼らは私利を計

るが、しかし彼らはそれを法の名において行使したのである。こゝに藤原氏の專擅が政治の專擅と異なる所以がある。

藤原氏の行った「私」は、決して政治のそれに劣らないのであるが、それにもかゝはらずなほ藤原氏が人倫的政治の立場を保持したかの如くに見られるのは、右の如き名目の保持に基くのである。從って仁政の理想も、思想として公卿の間には つきりと保たれてゐた。それはそはやゝ現実的な努力を伴はない名目的な思想に過きなかったが、しかし思想としては以前よりもむしろ行き亙ったといってよいで

る。律は死刑を規定してゐるが、弘仁年間にそれを廃して有期刑に変へた。その後汝安警察の施緩と共に京都にさへ強盗が横行するに至つたが、それでも死刑を復活するといふことはなく、藤原の信西がこれを復活した時まで三百三十余年間、日本では死刑は行はなかつた。尤もこれは日本の国家が死刑を認めなかつたといふことであつて、日本で誰も殺されなかつたといふことではない。法外法権の立場にあつた庄園や武士社会では、汝安堆持のために犯罪者に對して厳酷な私刑を行ひ、屍かも假借しなかつた。そのた

めにも私刑を否定する思想を借り用ゐなくてはならなかつた。政実に私を行つてみたとしても、その私を隠して無私を装ふ方が有効であつたのであるならば、その社会では無私であることが規範として力を持つてゐたといはなくてはならない。況んや形式的にもせよ仁政の理想を掲げたために、実際にそれに添ふやうなことを仕程が行はざるを得なかつたのであるから、その規範力は決して軽視さるべきものではない。

このことの顕著な例としては、死刑の廃止と赦令の頻発とを挙げることが出来

め、政府の管轄に属しない土地では法令
が反って好く保たれ、政府の仁政の及ぶ
ところは反って盗賊の横行が著しい、と
いふやうな現象さへも起つた。それでも、
死刑などは行はない、囚人は折あるごと
に放免する、といふやり方が、仁政とし
て謳歌されたのである。信西の死刑復活
は、時勢の必要に迫られて武士たちの
果断な仕方を学んだのであらうが、しか
しそのために彼は世人に對して刻薄な人
だといふ印象を與へた。それほどに日本
人は虐政者において寛仁な態度を当然の
こととして期待してゐたのである。さう

なると形式的に化した仁政の理想も、全
く無力であつたとはいへないであらう。
『大鏡』によると、村上天皇は、優柔であ
つての批評に笑へて、「王のきびしくなり
なば、世の人いかが堪へん」といはれた
といふ。国家の公事が単なる儀式に化し
てしまつた、といはれてゐる平安朝の朝
廷の傾向は、禮樂を以て治めるといふ理
想と無関係ではないであらう。

一行アキ

が、仁政の名目がいかなる力を持つて
ゐたにもせよ、この名目の下に権勢を得、
栄華を極めた藤原氏の振舞ひが、実質上、

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

国家を忘れて私すに没頭したものであった、ということは疑ひがない。時人が藤原氏の栄華から受けた印象もまたそこにあったらしい。それを物語つてゐるのが、いくつかの歴史物語である。国史の勅撰が途絶えた後、やがて物語が抬頭し、一世紀ほど後にはその絶頂に達したのであるが、その創造的活力が下火になつて、やがてまた歴史的関心が蘇つて来たとき、記者らがなんで取り上げた材料は、道長の栄華であった。しかし記者らは、この大政治家の業績を述べるに当つて、全く公人としての活動を見ず、たゞ私人的な観

点からのみ描写してゐるのである。描かれるのは、時代を代表する大政治家の「栄華」であるにもかゝはらず、その栄華は国家の隆昌を意味しはしなかった。例へば大鏡は、「只今の入道殿下の御有様の、世にすぐれておはしますこと」を物語ろうとする。そのために「数多の帝、后、また大臣、公卿の御上」に言及するのは、たゞ「餘教」に過ぎない、とさへもいふ。ところでその「世にすぐれたる有様」といふのは、儀式の場に現はれた道長の姿の如きものに過ぎないのである。（外形的な）「すべらぎの御祖父にて、うちそひ仕うま

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

きものであつたのであらう。

このやうな傾向が、大化改新以来の人倫的国家の理想を、全く無力なものにしてしまつたことは云ふまでもない。藤原氏の栄華の時代に武士階級が勃興しはじめ、やがて源平対立時代を経て、遂に鎌倉幕府の成立を見るに至つたことは、義即仁愛の政治理想から見ても、当然のことであつたと云へる。

つらせ給へる殿」の「轉輪聖王などはゆかくやと光るやうにおはします」に、佛見奉りたらんやうに竊をあてゝ拝みまでふさまことわりなり」などといふ。これは道長の感性的美的な印象であつて、大政政家としての印象ではない。それと同じやうに、道長の栄華といふのも、彼の感性的美的な享楽生活のことであつて、公共的な国家のこととは関係かないのである。記者自身も公子と私とを混同し、政治家に何を期待すべきであるかを見失つてゐるのではあるが、道長が時人に与へた印象もまたこのやうな見方を誘発する如

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

改頁

本文ヨリ五号

六字下リ

第六章 平安朝における皇室尊崇

三行ドリ

前章においてわれわれは、大化改新より延喜時代に至るまでを一つのまとまった時代として藤原氏専横時代から区別すべきであると説いたが、しかしそれによって天平時代の文化と寛平延喜の時代の文化との著しい相違を無視しようとしたのではない。平安遷都後一世紀の間には、ずゐぶん目ざましい文化的創造が行はれ、その間に新らしい文化様式が形成されて

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1

ガラス使用

別刊

、それを受けついでみると共に、また全く新らしいものをつけ加へてゐるのである。延喜時代が後代から一つの理想的な時代として追慕せられてゐるのは、この両様の性格の故であらうと思はれる。一面においてはこの時代は、藤原氏摩擡時代と異なり、人倫的国家の理想をまだ生かして持つてゐた。しかも他面においては、すでに藤原時代の優婉な文化の源流を、創り出してゐた。従つてそこには、未だ熟度に陥らない完成の面と、新鮮な発動の面とが、相伴つてゐたのである。ところでこの両面の接合の行はれてゐ

来たのである。空海や最澄による仏教の消化、嵯峨天皇に始まり小野の篁や菅原の道真などの儒家にうけつがれた漢詩文の消化、佛僧の経典勉学の間におのづから発生して来たと思はれる仮名文学の発達、業平・遍昭・小町などによる和歌の新様式の創成、竹取物語・伊勢物語などの散文文藝様式の誕生。それらをうけついで寛平延喜の時代には、一方に藤原の時平や菅原の道真によつて『三代実録』『延喜格式』が編纂せられると共に、他方に古今集の勅撰が行はれた。それらを通じて見れば、この時代の文化は、奈良朝の

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

る場所は、いづこよりもすぐれて朝廷であつた。そこでいろ〳〵な動きの先頭に立つたのは、いつも皇室であつた。皇室は第一期以来の神話的伝統を携へながら、それを大化改新以来の国法の権威によつて充実して来たのであるが、今や新らしい文化の創造の尖端となつたのである。それと共に皇室の伝統的な権威が文化の源泉としての意味を帯びてくる。そこから流れ出てくる文化は特に深い尊崇を以て迎へられるやうになつたのである。後代に至つて和歌が単なる文芸である以上に神秘的な威力を持つものと考へられたり、

或は伊勢、源氏などの物語が、その柔か過ぎる内容にもかゝはらず、一種の尊崇の念を以て迎へられたりしたのは、皆ここに淵源するであらう。勿論後代の和学の中心課題となつたものは、古今万葉伊勢源氏といふ便宜的な総称が示してゐるやうに、単に寛平延喜の時代に限られてゐるのではない。がこゝで問題にしてゐるのは、直接に皇室尊崇を表現してゐるのではない和歌や物語が、それにもかゝはらずその「みやび心」の底に、たゞ一路皇室尊崇に通ずるものを感ぜしめるに至つた、その伝統の成立のことである。わ

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』　請求記号 WB12-1
ガラス使用

一行アキ

物語に描かれてゐる寛延の恋愛生活も、
明治以来の尊皇の立場から見れば、むし
ろ冒瀆のおそれのあるものとさへ云へ
であらう。伊勢の斎宮（いつきのみや）の斎宮の恋の話とか、西
院の帝の皇子紫子（みこたかいこ）の伊蕤（おほんはぶり）の夜の女車の話
とかは、その例である。しかし固より者は
さうは感じなかつた。本居宣長のやうな
徹底的な尊皇家さへも、これらの物語を
尊皇の道への好き手引として推賞してゐ
る。それはたゞ一に「延喜の御代」の理想
的な栄光を認めるが故であらう。

寛平延喜の時代の皇室尊崇の感情を通

れ〳〵はそれを「延喜の御代」に對する
深い〔追慕〕のうちに見出し得ると思ふ。もし天皇尊崇の思想にのみ着目するならば、竹取物語や伊勢物語はむしろその思想を詠めるものとして引証され得るであらう。仍故なら竹取物語の描いてゐる「帝（みかど）」は、地上の権力の代表者であるにかゝはらず、あくまで地上的有限（限）なるもの（として）、従つて超自然的永遠的なるものの前には全く無力なるものとして、云はゞ貶しめられてゐるからである。そのように（おい）て作者は、「あきつみかみ」といふ如き（時）代へ方を少しも親意してゐないやうに見える。また伊勢

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

事機の基礎を固めつつあったのであるから、その遠くまで根を張った底力を以て、遂に道真を追い落すことに成功したのではあるが、しかし敗北者道真が時代の崇敬を一身に集めることになった。道真はたびたびもすることが出来なかった。道真は太宰府にあって、数々の悲嘆の詩を作ってゐただけであるが、その道真が結局は勝ったのである。その詩の中でも

去年今夜侍清涼（ロロ）秋思詩篇獨斷腸
恩賜御衣今在此（ピピ）捧持毎日拝余香

といふ一首の如きは、実に廣く人口に膾炙してゐる。それはこの詩がいかにも易

接に表現したものとしては、文藝の作品よりももつと適当なものをあげることが出来る。それは菅原の道真に関する「傳説」である。

道真が当時のすぐれた儒家であったことは、その公的生涯が示してゐる。しかし彼のめざましい政治的進出は、單に彼の手腕にのみよるのではあるまい。藤原氏の擧揚をはかろうとする宇多天皇が、彼の人物を見込んで抜擢重用せられたといふことは、一層重要な契機となってゐるであらう。この重壓をうけた藤原氏は、当時すでに

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

を歌ったものに過ぎぬが、しかし人々は
これらの讃歌によって深い同情の念をか
き立てられた。だからの北野縁起（歌人による）
が、道真の死に際して、「六十餘州然嘆を
そふし」といってゐるのは、多実の直写で
あり得ないにかゝはらず、真実を決って
ゐると見てよいのである。

この一般的な同情は、道真が、死後四
五十年にして天満大自在天神として北野
に祀られるに至るまでの過程に、十分現
はれてゐる。この過程は、道真の没後間
もなく始まったのである。すでに同じ年
の夏に、大雨雷鳴が数日に亘った。聖延

しく通俗的であったからばかりではない。
寛平延喜の帝にしてこの忠臣があったと
いふことを、後代に至るまで人々がしみ
じみと感ずることが出来たからである。
特に道真が、才能も天皇を怨まず、たゞ
その身の災禍をのみ嘆いてゐたといふつ
ましい然おは、深く人々の心を動かし
たのであらう。またの

こちふかばにほひをこせよ梅の花あ
るじなしとて春を忘るな

の歌と、

都府楼纔看瓦色　観音寺只聴鐘声

の詩とを、淡々としてたゞ流謫の境地

J12

さういふ人々の心にとつて、倒幕に至るまでの烈しい雷は、道眞の怒りを示すもののやうに感じられたのである。そこで当時の信仰に従つて、道眞の祟りといふ噂がひろまり始めた。それを実証するものは、聖延喜五年八月に、道眞の廟堂が墓所安楽寺に建立せられたことである。これは道眞の怒りを鎮めようとする最初の努力であつたと思はれる。

が道眞の怒りは鎮まらなかつた。といふのは（実は道眞への同情が一層高まつたといふことにほかならないのであるが、それを人々は自然現象に投射して感じたので

延四年四月には、雷が紫宸殿上から所々を震はし、七月八月には毎日雷雨があつた。これらは京都としてはさう珍らしい現象でもないが、しかし倒幕に至るまでの烈しい雷ではあつたし、しかも倒幕に結びついて感じられたのである。とそれまでに道眞と雷とに何か縁があつたといふわけではない。また道眞自身は、その詩においておのれの悲運を嘆きはしたが、怨恨、復讐心の如きを寸毫も表現しなかつた。しかし道眞に同情した人々は、みづから道眞の敵を憎み、その敵が罰を受けることを欲してゐたであらう。

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

さらに十年後の延長元年に、時平の女が女御として仕へてゐる皇太子保明親王は、廿一才にして失折された。『日本紀略』はこの箇所に、「挙世云、菅帥霊魂、宿念所為也」と記し、さらに一月後に、道真流謫の記書を廃棄して本官右大臣に復し、正二位を贈る、といふ記が発せられたことを記録してゐる。道長の祟りといふ考はこゝで公認され、国家の法的處置をひき起すに至つてゐるのである。

が道真の祟りは、復官贈位にもかゝはらず、止まなかつた。右の保明親王のあとにその御子が皇太子に立つてゐられた

あつ。延喜六年初夏には、さらに激しい雷雨があつて、梅の実ほどの雹が降つた。鴨好があふれて京都を浸した。数えて八年秋には、藤原の菅根が雷雨の時に死んだ。菅根は道真の流謫に努力した一人である。そこで、菅根は菅公の霊に撃殺された、といふ噂がひろまつた。聖九年四月には、藤原の時平が歿した。時平は菅道真迫害の張本人と見られてゐた人である。やゝ遅れて十三年には、道真に代つて右大臣となつた偉の光が、狩の最中泥沼に落ち込んで死んだ。これらもまた道長の祟りとして受取られた。

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1

ガラス使用

のが、延長三年に夭折され、續いて母女御の時平の女も歿した。そのほか、時平の一男、三男なども、續いて世を去った。さらに延長八年には、清涼殿に落雷があり、道眞左遷の議にあづかった公卿たちが數人死んだ。道眞の祟りはどこまで進んで行くか解らない。

かくして道眞の祟りの信仰は、年と共に昂まって行き、遂に天慶五年、右京七條の多治比奇子（あやこ）といふ賤しい身分の女に、天神の託宣が現はれるに至ったのである。あや子は、初め五年の間は、紫の廬にひそかに天神を記ってゐたのであったが、遂に堪へ切れなくなって、天暦元年、北野に神社を建てた。その後、僅か十四年の間に、神社のまはりは欝蒼とした松林になった。社殿もまた五六度改造された。五度目に建てられたのは、三間三面、庇檜皮葺で、非常に美しい彩色が施してあった。（天徳三年作北野縁起）

天神崇拜はこの後ます〳〵發展し、天満宮もまたこの後ます〳〵大となって行ったのであるが、われ〳〵にとって最も意義のあるのは、道眞が天満天神に轉化してくるまでの右の過程である。道眞自身は藤原氏の迫害に對して全然無抵抗に、

ひ得る強力な神は、同時に寛平延喜の帝の忠臣であった。だから天神崇あが盛んになるに従ひ、正二位右大臣から従一位左大臣に昇され、さらに正一位太政大臣といはれてゐる。電電を使ふのは、諸民族の神話にあっては、最高の神の機能であるが、それと同じ機能を持つ天神は、正一位太政大臣たることによって満足したと考へられてゐるのである。それによって見ても、忠臣たることは[illegible]天神の本質的特徴[illegible]はなくてはならない。

このやうな神が作り出されたといふの

一族の怨恨の流も残すことなく、死んで行ったのであるが、それにもかゝはらず世人は、道真を復讐の神に仕上げてしまった。さうしてそこに働いてゐる祟りの信仰は、藤原氏自身をもこの復讐に屈服させてしまった。これは道真の事件にひつかけてこの時代の正義感が現はれたのであって、厳格な人物たる道真自身の関知するところではない。しかし天神崇あ者にとっては、この神は道真と別の者でもないのである。「不信ならむ者をば蹴ろし、正直ならん者をば護あはれむべし」と託宣する神、その神のため雷電を自由に使

内に、われ〳〵はこの時代の一般民衆の
皇室尊崇の感情を讀み取ることが出来る
と思ふ。

一行アキ

がこの貴平延喜の時代は、前にも云つ
たやうに、大化改新につながる時代の最
後をなすものである。藤原氏の專擅は勿
くその基礎を築き上げてはゐたが、しか
しまだ一般の承認を得るには至つてゐな
かつた。道眞が天神に勅化すといふ如
き現象も、一つには藤原氏の勢力伸張に
對する一般民衆の反感を表現してゐると
思はれる。ではその藤原氏は、いかにし

別行

て專擅を確立するに至つたのであらうか。
一通例、藤原氏の專擅は確立
る仕方によつてなされた、といはれてゐ
る。果してさうであらうか。藤原氏が皇
威を輕んじたといふ、いはゞ倒に引かれるのは、
まづ第一に均衡を失する件である。これは藤原氏
の全盛時代以前、宇多天皇即位の初めに、万
代に起つた。宇多天皇即位の初めに、万
機巨細、皆太政大臣に關白して、然る後
奏下せよ、といふ詔が下つたのが、その
始まりである。これは關白が職
日本紀略 寛平三年
号となる初めで、時の太政大臣は藤原の
基経であつた。基経は当時の風習に從ひ、

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

317

阿衡は位高きも典職するところなしといふ立前を取つて、改務を見ることを肯んじなかつた。そこで阿衡の意義の詮議が始まつた。參議説は藤原氏の勢力を反映したといふ解釈が勝つた。そこで遂に、廣相が阿衡の語を用ゐたのは朕の本意にもいてゐる、といふ弁解の宣命が発せられるに至つた。

これは確かに藤原氏の横暴を挫く件である。しかしこの件における基経のねらひは、橘氏や源氏を政治の枢機から遠ひのけることであつて、皇威を軽くす

上表して閑退の志を奏したが、再び優詔を以て慰諭せられた。その詔の結び句、「宜しく阿衡の任を以て卿の任とすべし」といふ言葉が、（改ろ要旨）。この詔書を草したのは橘広相で、天皇が道真よりも先に眼をつけてみられた俊秀である。またこの詔書を奉行したのは左大臣源の融で、藤原氏の一敵地たる源氏の出であつた。阿衡の根拠は恐らくさういふところにあるのではなくて、阿衡といふ言葉にあるのであらう。しかし基経は、曽ておのれの家司であつた紀伝博士藤原の佐世の解釈に従ひ、

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

ることいふよりもむしろ皇威を獨占しようとしてゐたと思はれる。この点の区別はこの時代の思想を理解する上に極めて重要であらう。基経の非難すべき点は、皇威を軽んじたといふことよりも、むしろ大化改新後律令に客観化せられてゐる人倫的国家の理想をふみにじつたといふことである。令の規定では、太政大臣は道を論じて分掌の職なきものである。令の根抵に存する人倫的国家の理想を堅持し、それの実現に努力することこそ、太政大臣の本来の責務である。然るに彼はこの地位を利用しておのれの氏の権勢を張らうとしてゐる。その手段は、令の精神を蹂躙するもの、即ち私有地の拡大である。この意図にとつては、政務が令の規定通りに励行せられることは、望ましいことではなかつた。だから彼は、橘の廣相のやうな、令の精神を尊重しようとする公卿たちを、追ひ落さうとしたのである。勿論それは、一人や二人の公卿を失脚させたからと云つて、片づく問題ではなかつた。この事件の後十四年を経て班田励行令が発布されたし、その翌年には道真を九州に追ひやらなくてはならなかつた。しかしさういふ運動の露骨な皮切

は、天皇の外戚となり、血縁関係によって皇威に結びつくことである。おのが女を女御として入内せしめること、その腹の皇子を皇位に押しあげて行くこと、それが彼らの努力の最大の目標であった。

そのやり方には無理が多く、従って後代にはこの点から藤原氏を非難する人も出たのであるが、しかし藤原氏といえどもかくすることをおのれの意志のままに強行し得たのではない。おのが女を入内せしめることに成功しても、その女が叡慮に叶はぬこともあるであろう。叡慮に叶っても皇の出生のないこともあるであろう。

りをやったという意味で、基経の罪過は大きいのである。かそれにもかかわらず、彼が皇威を軽んじたと認めることは、必ずしも当でないであろう。

といえるのは、藤原氏の専権は、皇室の権威を頭に頂くことによって獲得された。のであるやり方にとっては、皇威を軽くすることは反ってその意図に逆行する。だから彼らは、皇威をおのれの氏のみが独占することに努力した。この独占に成功すれば、皇威は重いほどその意図に会致するであろう。そこで藤原氏が基経以後数代にわたって極力つとめたこと

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

さらに皇子の出生があっても、矢折せられることもあるであろう。その他宴延の生活において、おのが女が人々を心服せしめ得る場合もあれば、さうでない場合もあるであらう。すべてこれらのことは、人彦の左右し得ない点を多量に含んでゐる。だからたとひこれかれの点において無理を強行したとしても、大体においては藤原氏の中から優れた人物を出し、また藤原氏の方へ好運を呼びよせるだけの努力をしてゐるのである。その努力が平安朝中期の宴延生活を築き上げた最も有力な原因であったことは、見のがすわけに

には行かないであらう。特にこの宴延生活において婦人の才能が著しく発展させられたことは、女御更衣の競争という前述の意図にもとづく所が多いであらう。かく見れば、藤原氏が皇室萬事の感情をどういふ風に取扱ったかという問題は、藤原氏の試みた廃立の策謀を数へ上げることによってよりも、むしろ平安朝中期の宴延生活の性格を考察することによって、解決さるべきだと思ふ。

ところでこの宴延生活は、伊氏物語や枕草紙の如き作品のなかに、鮮やかに描かれてゐる。そこには果して皇室萬事の感

いひけん、がにさもやと覚ゆる多し」

といふのがある。内容的に云って、伊勢物語と同じやうな生活を描いたものと見たのである。このことの意義は次のやうに解すべきであらう。保氏物語は、藤原氏全盛時代の作ではあるが、しかし藤原氏の栄華を描いてゐるのではなく、平安朝中期の宮廷生活における理想的人物を描き出したのである。しかもその人物は、藤原氏やその権勢を思はせる何物をも持たない人、むしろ藤原氏に圧迫せられてゐる皇室の出の人、即ち「保氏」であった。作者はこの「保氏」に、優

情が流れてゐないであらうか。後代の読者たちがそこに皇室尊崇の感情の保存を認めたのは、果して偶然であったであらうか。

源氏物語は、藤原氏全盛時代の実生活を材料としつつも、一世紀前の延喜時代あたりをモデルとしたかの如くに装ってゐる作品である。従ってこの作の出来事として受取ってはならない。後代の人たる当時の人々は、それをおのれの時代のでもさうである。賀茂の真淵の言葉に、

「此段氏物語は、かの伊勢物語をひろく書のべたる様の物なり、と荷田の東万呂の

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1

ガラス使用

も異なった意味の「源氏」か、「平氏」と共に、すでに次の時代を準備しつつあったのではあるが。）

栄光に充ちた源氏の君の物語を、そもそも「源氏」という過去の時代のこととして感じたであろう。ふにもせよ、この時代に置いて味が物語の世界をいづれの時代、代表的な作品が、「源氏」即ち臣下となった皇子を理想的な人物として描いてあることは、とにかく藤原氏全盛時代のそれによって皇室尊崇の感情に具象的な姿を与へたことは、動かせない事実なのである。

美、芸術、才能、情愛などにおいて究竟に近いものを賦与し、その運命のうちに人生の最も意義深いものを描き入れようとした。従って作者の意図のまゝにこの作を追体験する人は、藤原氏の権勢に意義を認めおして、その栄光のうちに理想的なるものの光を感ずるのである。即ち皇室をあらゆる優美の極致として讃美する感情が、そこに流れてゐる。平安朝の中期、道長の時代にあっては、「源氏」がかほどまでに栄えようとは、実生活の現実ではなかった。（尤も現実の底においては、これと全

母の更衣の悲しい死であるが、作者はそれを描くに当って、在大臣家の出である女御の嫉妬や迫害を、いかにもよく利かせてある。読者は初めからこの女御に反感を持ち、あはれな更衣に同情せざるを得ないやうに導かれる。更衣は如何にもしほらしい、淑やかな、愛すべき婦人であって、帝の寵愛を一身に集めるのは当然のことのやうに思はれるが、しかしこの深い愛の妨げになるものが外にある。それは更衣が権門の出でなく、有力な後見を持たないことである。それに反して在大臣家の出である女御は、すでに皇

のみならず源氏物語は、右のことに対応して、藤原氏などのやうな権勢ある公卿を貶しめやうなどの意志をも取ってゐる。宮廷における女御の競争や、その背後の権勢ある後見（うしろみ）の努力などを描くに当って、在大臣家が大臣家などとはかなり同情のない筆致を以て取扱はれるのであるが、さういふ権勢ある公卿が何よりも先づ藤原氏を暗示してゐることは、認めざるを得ないであらう。

在大臣家に関することは最初から出てくる。この作において主人公光源氏に depth の同情を引寄せる最初の描写は、その

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

左るべき皇子があり、未来の国母として華やかに栄えてゐるのではあるが、帝の寵愛を得ることが出来ない。また寵愛を得ないのが当然であるやうに作者はこの女御を愛らしくない婦人として描いてゐる。こゝには相当にはっきりと作者の意図が潜み取れるのである。

左大臣家はそれよりももっと手ひどく取扱はれてゐる。左のやうな悲しい愛の結晶としての光源氏は、亡き母にもまして帝の寵愛をうけるのであるが、この皇子の後見として選ばれたのが左大臣家であって、左大臣の女、葵の上が皇子に配せられる。ところでその葵の上がまた女としてほとんど魅力のないものに描かれるのである。葵の上がさういふ女である限り、光源氏との間が円満に発展しないのは当然であるが、しかし父の左大臣は、帝が光源氏を特に寵愛されるといふところに目をつけて、極力光源氏につくさうとする。さういふ描写において作者は、摂勢を維持しようとする大臣などの努力を、いかにも瑣ましいものに感じさせるのである。

以上のやうに、摂関を代表する右大臣家や左大臣家は、摂力と富とを持ってゐ

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

弁護としては、この書が恋愛に拠して仏教の教理を説いたものであるとか、或は婦徳を描き出したものであるとか、いろいろと云はれたが、本居宣長は敢然としてこれらの弁護説を斥け、物語の本質は「物のあはれ」の表現にある、その本質からうんでこの物語は傑作であると主張した。なるほど源氏物語は、恋愛の物語である、しかも源氏の不義悪行を同情して描いてゐる。勧善懲悪の立場から見れば、確かに怪しからぬ書である。しかし文藝の本質は、勧善懲悪ではなくして、「物のあはれ」を感せしめるやうに描写することで

のにかゝはらず、人生の價値といふ点からは、いかにも貶しめて描かれてゐるやうに見える。それに反して皇室に係する ものは、權力や富の点において意に任せぬものが多いにかゝはらず、すべて價値高きものとして描かれてゐる。皇室を文化の源泉として尊崇する寛平延喜の精神が、こゝには遺憾なく發揮されてゐるのである。

源氏物語は恋愛物語である。だから恋愛に意義を認めようとしない道学者の立場からは、眼障りの書として非難する意見が現はれてゐる。それに對する

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

一行アキ

この最も「系統」な物語が、最も弾劾な皇室尊崇の支柱であった。それは性氏物語の作者が、平安朝文化のあらゆる粋をあつめて、藤原氏の栄華をではなく、皇室の尊さを讃嘆してゐることの結果なのである。

同様なことはまた枕の草紙についても云へるであらう。しかしこの随筆のなかには、藤原氏全盛時代の宮廷生活の描写といきとした写生が含まれてゐるのであって、性氏物語における宮廷生活のいきさつは性質が違ふ。従って皇室尊崇の感情も、

ある。性氏物語の作者は、須氏の不義を描いてはゐるが、しかしさういふ不義を行ふ性氏その人は、最も深く物のあはれを知った人として描(きだ)されてゐる。またさういふ不義の行を描くにさいても、「恋の物のあはれのかがりを、深くきざみつくして」表現してゐるのである。あういふ見解の下に宣長は、「皇胤のまきれ」をさへ描いてゐる物語を、皇室尊崇の感情の最もよき支柱と考へた。この宣長の見方は、鎌倉時代室町時代を通じて存する性氏物語尊崇の伝統と会致するものである。室町時代末期の戦乱のただ中にあっても、

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1

ガラス使用

源氏物語のやうに純粋に結晶した形では
現はされてゐないの。後代の和学において
源氏物語崇拝が力強く燃えたにかかはら
ず、文芸的價値において それに劣らない
枕の草紙が、それほど尊重されなかつた
所以は、かういふところにもあるの
であらう。しかし枕草紙における宮廷生
活の描写を全体として通観してみると、
この宮廷生活が、感覚の洗練や教養の蓄
積などによる醇美な精神のるつぼとして、
いかにも高い文化を実現してゐたことは、
鮮やかに示されてゐると思ふ。人々がつみ
やび
として把捉してゐたのは、この点

にほかならぬであらう。かういふ醇美な
宮廷文化の中枢は皇室であり、皇室の尊
さとこの文化の價値とが一つになつてゐ
ることを、清少納言の筆生はつきりと
示してゐる。

清少納言が仕へてゐたのは、中関白藤
原の道隆の女、中宮定子であつて、後に
栄式部の仕へた道長の女、中宮彰子の勢
力に押されてしまつた人である。清少納
言は容易に人に許さない勝気な女である
が、しかし中宮定子の描写においては、
無條件的に讃嘆の感情を取つてゐる。特
に運の傾いた中宮に對しては、満腔の同

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

情をそういでみるやうに見える。かれ
はこの描寫において、如何にも中宮らし
い中宮を見出すことが出來るやうに思ふ。
その美しさは、初めて參殿した清少納言
をして、「いかがはからう人こそ世におは
しましけれ」と驚嘆させてゐる。その才は、
時流を拔んでゐる。清少納言と法院に應
對し、この才女を心服せしめるほどであ
る。またその度量に至っては、仕へる者
たちに「命もさながら捨てつなん」と云
けしめるほど大きい。この中宮の人物描
寫を讀むと、中宮がたゞ藤原氏の女であ
るが故にこの地位を得たのではなく、眞

一行つめ

に實力生活の指導者としての力量をもつ
人であったことを感じさせられる。かう
いふ仕方で枕草子は、當時の實生活の
現實の姿を描き出してゐるのである。

以上の如く見れば、後代の和學者が
者がこれらの作品を通じて皇室尊崇の傳
統を學けついで行ったことは、決して故
なきことではない。藤原氏全盛時代は戰
國時代よりも甚だしい皇威陵遲の時代で
あると說く人もあるが、これは偏狹な一
面觀だといふべきであらう。

道長の時代を絶頂として、藤原氏の專

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1

ガラス使用

き行いた時代を回顧して、後向きに描写してゐるのである。栄華物語も大鏡も過ぎ去の栄華の回想であって、目前の時代に意義を認めてゐるのではない。勿論この時代にも狭義、濱松中納言の如き物語が作られてはゐるが、それらは単なる模倣の作であって、飽までに足りない。この時代を表現するものは、たゞ前代になかつた厂史物語のみである。即ちそれが又、この時代をではなくして、過去の時代の栄華を進懐してゐるだけなのである。

特に注目すべきは、大鏡が、歴史編纂

藤原氏全盛時代の作品は、物語にせよ随筆にせよ、その時代の富逸生活の中から人生の意義を見出したものである。たとえ題材を過去の時代に借りたにしても、決して懐古的ではなかった。即ち次の時代の作品は、明かに懐古的である。過去

様は漸く新まって行った。平安朝の末期は、藤原氏のやったと同じやうなことを、或は覚政の形式により、或は武力によって、試みようとする時代である。ではこの時代に作られた栄華物語、大鏡、今昔物語などの作品において、皇室尊崇の感情はという取扱はれてゐるであらうか。

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1

ガラス使用

の途絶えた後をうけて、そのあとの厂史を道長の時代まで、史記風に、本紀列伝を立てゝ敘述してゐながら、しかも著者自身明白に、道長の、いゝ、いゝ、いゝ、いゝ、いってゐることである。この意図からして、著者は、「帝王（みかど）の次第（しだい）は申さでもあり」とさへ断ってゐる。もし道長の栄華の原動力がそこにあるのでなかったならば、彼は皇室のことをも省いたであらう。それほど彼は、平安朝の厂史を、道長中心に理解してゐるので

ある。

それではこの著者において、皇室尊崇の感情は落れてゐるであらうか。さうではないのである。それは形式化したといゝ、しかし反って物々しくなったともいへる。著者は「帝王（みかど）の次第」を述るに当って、まづつかまくもかしこき君の御名を申すは、辱く候へども」といふ。名をあげるさへも憚しもべきことなのであるから、私生児（落胤）などには決して触れようとはしない。たゞ誕生、立太子、即位、在位年数といふ如き、公式の記録をくり返すだけである。皇位に

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

にもかゝはらず大鏡の著者は、道長の栄華が何によつて、何によつて、何によつて、何によつて成就したかを明かにする為めに、敢て皇位に言及しなかつた。それはこの著者が、道長或は藤原氏の栄華は、皇室の伝統的な権威をおのが頭に頂くことによつてなされた、といふことの反省を示さうとしてゐるからである。藤原氏はそのために、後宮におのれの女を入れる競争をした。またその競争は、藤原氏の内部の醜い争にまで発展した。皇位についてはこの争の描写には遠慮なく突きこんで行くのことであつても、藤原氏

卽かなかつた宮たちについては、たとひ天皇の兄弟であつても、詳しく物語ることを辞せない。しかし皇位に卽かれた上は、「代々の御門の御ありさまを申し侍らん」とそつて、口をつぐんでしまう。して見れば、「帝王の内次第は申さでもありぬべけれど」といふ言葉は、「恐れ多い」といふ気持から出てゐるのであつて、皇室を軽んじた言葉ではない。物語作者が宮廷のことをしきりに書いた時代よりも、反つてこの頃の方が「恐れ多い」といふ気持は高まつてゐるのである。

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1
ガラス使用

情すが皇室の尊厳を傷つけるとは考へてゐない。皇胤のまぎれをさへ描いてゐる保氏物語が、それにもかゝはらず皇室尊厳の感情を表現し得た時代であるから、さへも恐れ多いと考へてゐる著者も、敢てこの種のことを本紀に書き込んだのであらう。それによつて藤原氏の努力を特性づけることが出来るからである。藤原氏代々の列傳は、氏の長者の傳記であるよりも、むしろその女の後宮における活動の記述であるが、それらに對して著者はかなり辛辣な批評をもかへてゐる。また時平傳における如く、

の女として取扱はれ得る限りは、著者は悩しみの感念を取らうとはしない。その最も著しい例は、假構の作である伊勢物語を厂史的記錄であるかのやうに取扱ひ、五條の后や二條の后の業平との情事を、本紀のなかに書き込んでゐることである。これは、賀茂の齋院が既に倫じたやうに、伊勢物語の原本にあつたことではないかも知れぬ。しかし著者が敢てこれらの情事を厂史的事件に化せしめたのは、五條の后が藤原長良の女明子（めいし）であり、二條の后が藤原冬嗣の女高子（たかいこ）であるからであらう。多論著者は、後宮におけるこれらの

時平の傳記であるよりも、むしろ時平が
追ひ落ひした菅原の道真の、同情にあふ
れた傳記となつてゐるものもある。これ
らを通観すると、大鏡全体に皇室尊崇の
感情が現はれてゐることは明瞭だといは
なくてはならぬ。

国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』 請求記号 WB12-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『日本倫理思想史』　請求記号 WB12-1

ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『日本倫理思想史』　請求記号 WB12-1